

S&Pによるイタリアの格下げについて

大和証券投資信託委託株式会社

米国の格付会社スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)は9月19日(現地、以下同様)、イタリアの長期ソブリン格付けを「A+」から「A」に引き下げました。見通しについては「ネガティブ(弱含み)」を据え置いています。格下げの理由については、「経済成長見通しの下方修正に加え、イタリア連立政権の基盤が弱いことや議会内の政策の相違により、内外の厳しいマクロ経済環境に対する政府の決断力ある対応が阻害される」との考え方を挙げています。S&Pは、5月20日にイタリアの格付け見通しを「安定的」から「ネガティブ」に引き下げました。その後7月1日に、新たな財政再建策を打ち出したイタリアに対して、経済成長見通しがぜい弱であることなどを理由に見通しの「ネガティブ」を維持していました。7月の段階では、今後24カ月以内に格下げする可能性は3分の1程度と指摘していたこともあり、今回の格下げは市場の予想よりかなり早いタイミングで行われました。

ただし、格付会社ムーディーズ・インベスターズ・サービス(ムーディーズ)も6月17日に、イタリアの長期債務格付け「Aa2」の引き下げ方向での見直しを発表していました。この見直しは3カ月以内に結論が出されることが多いため、イタリアの格下げそのものは、市場ではある程度想定されていました。ムーディーズは9月16日に、1カ月以内にこの見直しの完了を予定すると発表し、格下げの判断を事実上先送りしました。しかしながらS&Pの格下げにより、S&Pとムーディーズによる格付けの格差は3ノッチ(段階)に拡大しており、ムーディーズによる格下げの決定がなされる可能性も高いと考えられます。

イタリアの財政につきましては、公的債務残高はユーロ圏の中でも相対的に高く、欧州委員会の見通しによると、対GDP(国内総生産)比で119.0%(2010年)に達しています。これに対しベルルスコーニ首相は、追加緊縮策を策定して2013年の財政均衡化を目指す方針を8月5日に表明しました。その後9月14日には、付加価値税引き上げや富裕層増税を含む540億ユーロの財政削減案が議会で承認されています。イタリアが実際に財政健全化対策を推進する一方で、S&Pが格下げを決定したことは、欧州の債務問題がもはや単独の国の対応のみではなく、ユーロ圏としての対応が必要であることを端的に示すものといえます。今後も、欧州の債務問題解決については、個別の国における財政再建の進展に加え、長期的なユーロ圏全体の取り組みが重要と考えています。

一方で、イタリア国債に関しては、ギリシャなどに見られるような債務再編や償還の可能性に関するリスクが高まる状況ではないと考えています。その理由としては、欧州の債務問題の解決には、相当の時間をかけた取り組みが不可避であると思われ、その不安定な期間においては、イタリア国債の流動性が高いことや、イタリア家計の貯蓄性向が高いことから、イタリア国債は国内投資家による保有が比較的多いといった点が、イタリア国債の比較優位性を形成する要素であると考えているためです。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会